

知多中部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 知多中部地区におけるNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録を受けて行われる福祉有償運送の実施にあたり、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、知多中部地区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の構成市町)

第2条 この協議会は、半田市、阿久比町及び武豊町(以下「構成市町」という。)が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による法第79条の登録及び法第79条の6の更新の登録の申請並びに法第79条の8第2項の旅客から収受する対価に関すること。
- (2) NPO等が実施する福祉有償運送における課題及び問題点に関すること。
- (3) NPO等が実施する福祉有償運送の適正実施に関すること。
- (4) その他構成市町が必要と認めること。

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者の中から構成市町の長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 構成市町の職員
- (2) 構成する地域の住民の代表
- (3) 構成する地域のボランティア団体の代表
- (4) 福祉有償運送の利用者の代表
- (5) タクシー事業者及びタクシー事業の運転者の代表並びにタクシー事業者が組織する団体
- (6) 中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (7) 当協議会で合意した福祉有償運送を行っているNPO等の代表

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

3 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、前条第1項の委員の中から互選により定める。

3 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代

理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することはできない。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会議の議事は、委員の合議で決するが協議が整わないときは、主宰者及び主宰者があらかじめ委員の中から指名した者が協議し決定する。

5 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、第2条に規定する市町順に輪番で担当し、福祉有償運送所管課が庶務を処理するものとし、任期は3年とする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に事務局を担当する半田市の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。